

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地域の主体的な地域づくり活動を支援することで、市民と行政の協働による持続可能な地域づくりを展開し、地域の実情に応じた行政サービスの提供を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、西予市地域づくり活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(業務等)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域における自主的な地域づくり活動の支援に関すること。
 - (2) 生涯学習事業の推進に関すること。
 - (3) 市民と市との協働による住民福祉の増進に関すること。
 - (4) 各種届出、申請等の受付、証明書の交付等の行政サービス業務(法第155条第1項に規定する出張所の機能をいう。)に関すること(高山・宮野浦地域づくり活動センター、宇和地域づくり活動センター、野村地域づくり活動センター及び三瓶地域づくり活動センターを除く。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。
- 2 前項第4号の業務に係るセンターの所管区域は、市内全域とする。

(職員)

第4条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(利用の許可及び制限)

第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。
 - (1) センターの設置の目的に反するとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除

(3) 自治会等の地域団体が地域活動のために利用するとき 全額免除

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 全額免除
又は5割減額

(使用料の不還付)

第8条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設を利用することができないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第10条 利用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更するときは、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用が終わったとき又は第5条第3項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、市長の指示に従い、直ちに現状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、当該費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、故意又は過失により施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(西予市地域づくり活動センター運営委員会)

第13条 センターの運営を適正かつ円滑に行うため、西予市地域づくり活動センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

2 運営委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

3 委員は、多世代による構成とし、地域活動に勤しみ、地域の活性化を望む者の中から市長が委嘱又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(西予市公民館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 西予市公民館条例(平成16年西予市条例第113号)

(2) 西予市明浜町民会館条例(平成16年西予市条例第139号)

(3) 西予市老人福祉センター条例(平成16年西予市条例第162号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に西予市公民館条例、西予市明浜町民会館条例又は西予市老人福祉センター条例の規定によりされたこの条例の施行の日以後の施設の利用に係る許可は、この条例の規定によりされた施設の利用に係る許可とみなす。

(西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年西予市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表公民館運営審議会委員の項を削り、同表ジオミュージアム運営協議会委員の項の次に次の1項を加える。

地域づくり活動センター運営委員	年額	12,800円
-----------------	----	---------

(西予市支所及び出張所設置条例の一部改正)

5 西予市支所及び出張所設置条例(平成22年西予市条例第30号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西予市支所設置条例

第1条中「及び出張所」を削る。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
俵津地域づくり活動センター	西予市明浜町俵津3番耕地283番地
狩江地域づくり活動センター	西予市明浜町狩浜3番耕地202番地7
高山・宮野浦地域づくり活動センター	西予市明浜町高山甲3678番地
田之浜地域づくり活動センター	西予市明浜町田之浜甲1117番地3
多田地域づくり活動センター	西予市宇和町河内91番地1
中川地域づくり活動センター	西予市宇和町田苗真土2032番地
石城地域づくり活動センター	西予市宇和町西山田423番地1
宇和地域づくり活動センター	西予市宇和町卯之町三丁目439番地1
田之筋地域づくり活動センター	西予市宇和町新城979番地
下宇和地域づくり活動センター	西予市宇和町皆田1234番地1
明間地域づくり活動センター	西予市宇和町明間3071番地4
野村地域づくり活動センター	西予市野村町野村12号619番地1
溪筋地域づくり活動センター	西予市野村町鳥鹿野862番地
中筋地域づくり活動センター	西予市野村町高瀬4107番地
大和田地域づくり活動センター	西予市野村町阿下2号440番地
横林地域づくり活動センター	西予市野村町坂石2571番地
惣川地域づくり活動センター	西予市野村町惣川288番地
大野ヶ原地域づくり活動センター	西予市野村町大野ヶ原116番地1
遊子川地域づくり活動センター	西予市城川町遊子谷2372番地1
土居地域づくり活動センター	西予市城川町土居86番地
高川地域づくり活動センター	西予市城川町高野子75番地1
魚成地域づくり活動センター	西予市城川町魚成3680番地
三瓶地域づくり活動センター	西予市三瓶町朝立1番耕地337番地13
二木生地域づくり活動センター	西予市三瓶町二及2番耕地683番地1
周木地域づくり活動センター	西予市三瓶町二及2番耕地683番地1
蔵貫地域づくり活動センター	西予市三瓶町蔵貫浦672番地
下泊地域づくり活動センター	西予市三瓶町下泊779番地1

別表第2(第6条関係)

区分	1時間当たりの使用料(円)
大ホール	840
会議室・研修室等	300
和室	270
調理室	250

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるとき又は利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。
- 2 営利又は営業目的で利用する場合の使用料は、この表の2倍とする。
- 3 三瓶地域づくり活動センターは、この表の対象外とする。